

農 用 地 利 用 集 積 計 画 書

第 1 利用権設定 (経営受委託、移転及び転貸を除く) 関係

1 各筆明細

整理番号					利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 (A) (借 受 人)		(氏名又は名称)		印		(住所) 〒		TEL				
					利用権を設定する者の氏名及び住所 (B) (貸 付 人)		(氏名又は名称)				(住所) 〒				TEL		
	利用権を設定する土地 (C)				設定する利用権 (D)						利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者 (F)		設定状況				
所在		地番	現況地目	面積㎡	利用権の種類	内容	始 期	存続期間(終 期)	借 賃 (10a当り)	借賃の 支払 方法	利用権設定等 促進事業の実 施により成立 する利用権の 設定等に係る 当事者間の法 律関係 (E)	住 所	氏 名 又 は 名 称	権原の 種 類	[同意印]	新 規	再 設 定
大 字	字																
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	

この計画に同意する。

利用権の設定を受ける者 (借受人)

住所 (同上)

印

利用権を設定する者 (貸付人)

住所 (同上)

印

利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する
土地につき所有権その他の使用収益権を有する者

住所 (同上)

印

2 共通事項 別紙のとおり

(記載注意)

1 各筆明細

- (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別表とする。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (C) 欄は、大字別に記載する。
- (3) (C) 欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を () 書きで下段に 2 段書きする。なお、1 筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (D) 欄の「利用権の種類」は、「貸借権」等と記載する。
- (5) (D) 欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的 (例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地 (畜舎) として利用等) を記載し、水田裏作を目的とする貸借権等の場合にはその利用期間を併記する。
- (6) (D) 欄の「存続期間 (終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日 (始期) から〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (7) (D) 欄の「借賃」は、10a 当りの当該土地の 1 年分の借賃 (期間借地の場合には、1 年のうち利用期間に係る分の借賃) の額を記載する。
- (8) (D) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法 (例えば、毎年〇月〇〇日までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等) を記載する。
- (9) (E) 欄は、(D) 欄の「利用権の種類」に対応して「貸借権」等と記載する。
- (10) (F) 欄は、(B) 欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
- (11) 同意については、(A) 欄、(B) 欄及び (F) 欄に同意印を押印することによって、かえることができる。
- (12) 備考欄には、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第 10 条第 3 項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。

(農地所有適格法人)

(記載注意) (1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。

(2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧草地、農家用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農家用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。

(3) (C) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると思われる者の名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多い者から順に3つの農畜産物の名称を記載する。

(4) (C) 欄の「関連事業の内容」には、耕作又は養畜の事業に関連する事業 ①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託、農業と合わせ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。

(5) (C) 欄の「権利所得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。

(6) (C) 欄の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等（以下「農業」という。）の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また、「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用集積計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し（実数のない場合には空欄）、「初年度」から「4年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。

(7) (D) 欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社においては株式（議決権のあるものに限る。）の数を記載する。

(8) (D) 欄の「前年度実績」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の全事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。

(9) (D) 欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。

(10) (E) 欄の「住所」欄には、農事組合法人においては理事、合名会社、合資会社又は合同会社においては業務執行権を有する社員、株式会社にあっては取締役（以下「業務執行役員」という。）が生活の本拠としている場所を記載する。

(11) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の全事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。

(12) (E) 欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の全事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。